

平成 24 年度の組織改正について

平成 24 年度の組織改正については、引き続き、簡素で効率的な執行体制に向けた再編に努めるとともに、重点化施策の推進体制の強化や新たな行政課題に対して迅速、柔軟に対応できる組織体制の整備などを図ることとする。

1 組織改正の主なポイント

(1) グリーンニューディールの推進等による地域経済の活性化

ECO 未来都市の実現に向けて産業と環境の両立による産業活性化を図るとともに、地域経済の好循環・活性化を図るため、グリーンニューディール推進体制を整備する。

(2) 資産の利活用・歳入等の強化（資産部門の一体管理）

まちづくりを推進するための安定的な歳入確保及び資産の更なる有効活用を図るため、歳入部門及びファシリティマネジメント推進部門の体制整備を行う。

(3) シティプロモーションの展開

尼崎のイメージアップ、まちの活性化を図るため、近松などの文化をはじめ芸術、歴史的遺産など、多様な視点から本市の魅力を発掘、収集し、効果的な広報活動等を行うシティプロモーションを新たに展開していく。

(4) 防災体制の強化

地震や津波、台風などの災害に備え、日常からの防災、安全意識の向上を図るとともに、被害を未然に防止するための対策及びその推進を図るため、防災体制を強化する。

2 組織階層の見直し

平成 21 年度、組織の簡素化や意思決定の迅速化を目的として組織階層を見直し、局 課又は局 室による 2 階層化を図り、室長の下位には室長をサポートする担当課長を配置し、また、安定的な組織運営を行う目的から、当分の間、一定の分野に参与を配置することとした。

しかしながら、局 - 課の 2 階層化した分野や局長直轄の分野については、局長への負担が大きくなっており、局長には、より迅速で適切な意思決定が求められていることから、負担の適正化に向けた見直しが必要となっている。また、室の下位を担当課長としているため、組織からは詳細な業務内容が見えず、分かりにくいという声がある。

こうした組織課題の解消を図るため、権限があいまいであった参与を見直し、室の分掌の範囲及び参与が横断的に調整を行っている分掌の範囲を一つの業務のまとまりとして「部」を設置し、職務職責の明確化、権限の下位移譲等を行うとともに、

業務内容がより容易に判断できる組織体制へと見直すため、室に配置している担当課長を廃止し、業務内容等に応じた「課」を設置する。

3 「総務課」から「企画管理課」への名称の変更

総務課は、局筆頭課として、局長をサポートするための局内外の調整等を担う組織として機能してきたが、行政ニーズが多様になる中、局を統括する局長には、より迅速で的確な対応が必要になると見込まれ、今後、総務課には、局長をサポートする機能の強化及び純化が求められている。

そのため、総務課機能の見直しの中で、所管課へ権限移譲するなどサポート機能の強化に努めてきたが、今後はより高度な企画形成や課題解消等を図るため、これまでは主に総合調整的な機能が中心であったものを、情報収集、課題把握、対策提案といった自律的な企画調整機能を一層高めた組織に転換していくこととし、総務課を企画管理課に名称を変更する。

4 局組織体制の整備等

(1) 新設

ア 秘書室

市長のサポート機能を強化し、より迅速な意思決定を図るため、企画財政局から秘書室を分離する。

イ 資産統括局

公有財産の適正管理と有効活用並びにまちづくりを推進するための安定的な財源確保を図るため、企画財政局、総務局及び都市整備局から財産部門を、企画財政局から税務部門を、産業経済局から公営事業部門をそれぞれ移管し、資産統括局を新設するとともに、資産経営部を設置する。

資産経営部には、企画財政局公有財産課及び総務局契約・検査課を移管し、公有財産課に、都市整備局から市有建築物の保全計画等の事務及び用地課の所掌事務を移管し、都市整備局用地課は廃止する。

ウ 市民協働局

協働のまちづくり、地域振興及び人権啓発等を推進する協働部門と、環境市民局の住民基本台帳、戸籍、国民健康保険等の市民サービス部門を統合し、市民協働局を新設する。市民サービス部門の円滑な運営を図るため、市民サービス部を設置する。

協働推進局協働企画課の協働のまちづくりに向けた施策の推進等に関する事務及び環境市民局女性・消費生活課の男女共同参画計画等に関する事務を移管、統合し、協働・男女参画課を新設する。

エ 経済環境局

尼崎版グリーンニューディールの効果的な推進等を図るため、産業経済局の産業部門と環境市民局の環境部門を統合し、経済環境局を新設する。経済環境局に

は、両部門の連携と着実な施策推進のため、経済部及び環境部を新設する。

経済部には、経済活性化に向けた取組を強化するため、産業経済局産業振興課から中小企業の融資等に関する事務を、都市整備局市街地整備室から再開発調整に関する事務をそれぞれ移管し、新たに経済活性対策課を設置するとともに、農業振興の推進を図るため、都市整備局農政課を移管する。

環境部には、環境市民局から環境政策課、公害対策課、公害監視センター、ごみ減量推進課、業務課及びクリーンセンターを移管する。なお、より良い環境を創造し、かつ、将来に向かって保全し、さらなる環境改善に取り組むということから、環境政策課を環境創造課に、公害対策課を環境保全課に変更し、公害監視センターを環境監視センターに変更する。さらに、廃棄物の再利用など資源循環を一層推進するため、ごみ減量推進課を資源循環課へ名称を変更する。

(2) 体制整備

ア 企画財政局

まちの魅力の創造及び発信の充実を図るため、企画財政局にシティプロモーション推進部を新設する。

シティプロモーション推進部には、企画財政局秘書室の市報あまがさきその他広報刊行物の編集及び発行等の事務、国際交流の推進に関する事務、環境市民局ちかまつ・文化・まち情報課の所掌事務、産業経済局産業振興課の観光及び物産に関する事務をそれぞれ移管、統合し、都市魅力創造発信課を新設する。これに伴い、環境市民局ちかまつ・文化・まち情報課は廃止する。

政策室を政策部に、行財政改革室を行財政改革部にそれぞれ改める。

イ 総務局

防災、市民生活に係る安全の充実を図るため、総務局に防災安全部を新設する。

防災安全部には、防災対策課及び生活安全課を設置し、防災対策課には、都市整備局河港課の水防活動に関する事務を移管する。また、協働推進局協働企画課の防犯に関する事務、環境市民局女性・消費生活課の消費生活行政に関する事務、都市整備局交通安全課から交通安全の指導等に関する事務をそれぞれ移管、統合し、生活安全課を新設する。これに伴い、環境市民局女性・消費生活課は廃止する。

人事管理室を人事管理部に改める。

ウ 健康福祉局

福祉及び保健行政の円滑な運営を図るため、健康福祉局に福祉部門を統括する福祉部及び保健部門を統括する保健部を新設する。

エ こども青少年局

局行政の企画調整等の事務をこども青少年企画課から、新設の企画管理課へ移管する。これに伴い、こども青少年企画課を計画調整課に名称を変更する。

オ 都市整備局

都市基盤整備の円滑な推進を図るため、都市整備局に都市計画、開発、建築指導及び住宅の各部門を統括する都市計画部及び土木部門を統括する土木部を新設する。

下水道室を下水道部に、市街地整備室を市街地整備部にそれぞれ改める。

交通安全の指導等に関する事務を総務局へ、放置自転車の撤去等に関する事務を道路課へ移管することに伴い、交通安全課は廃止する。

(3) 他の任命権者の組織改正

ア 教育委員会事務局

職員及び施設の管理体制を強化し、円滑な組織運営を図るため、教育委員会事務局に管理部を新設する。

学校教育室を学校教育部に、社会教育室を社会教育部にそれぞれ改める。

イ 消防局

総務課の名称を企画管理課に変更する。

ウ 水道局

水道・工業用水道ビジョンあまがさきに基づく事業実施に向けた体制強化を図るため、経営企画室を廃止し、経営部及び技術部を新設する。

エ 交通局

総務課及び経営課を役割に応じた名称とするため、総務課を管理課に、また経営課を経営企画課にそれぞれ名称を変更する。

5 今後の組織整備上の検討課題

魅力あふれるまちづくりをさらに進めるためには、新たなニーズに対応し、迅速、柔軟に組織体制を整備していくことが重要であり、限られた人材の中、そうした対応にあっては、目的等が分かりやすく、かつ、効率的な執行体制の確保に取り組むことが必要である。

こうしたことから、今後の組織体制の整備にあたっては、上下水道事業の更なる効率的な運営といった経営的視点の強化や、生涯にわたって関連する社会教育の地域活動との融和・連携の推進、子ども・子育て新システムの動きに合わせた子ども政策等の充実強化など、様々な視点から検討を進めることとする。

以 上